



Tax Watch Update

Issue No. 22

2012年12月

法人所得稅	2
付加價值稅	3
外國人契約者稅	4
稅務管理	5

要約

- ▶ 税務総局は、Circular 83 の追加ガイドラインとなる OL 4064/TCT-CS を発行した。これは、税務調査で発見された追徴課税額の繰り延べ支払いと利子支払いを説明している。
- ▶ 法人税法の改定法案によると、2014 年 1 月 1 日より、法人税の税率は 23% に削減され、控除可能な広告・プロモーション費上限は 10% から 15% に増加となる。

法人所得税 (CIT)

Circular 83/2012/T T-BTC による法人所得税の支払延長

2012 年 11 月 15 日に、税務総局は Circular 83 (2012 年 5 月 23 日より有効) のもとでの法人税の支払延長の追加ガイドラインとなる Official Letter (OL) 4064/TCT-CS を以下のように公布しました。

- (i) 税務当局は、2010 年以前或いは 2011 年会計年度に関して、税務調査によって発見された追徴税額及び延滞金利の支払いに関して、2012 年 5 月 23 日に決定している場合または既に国家予算に納税している場合においては、さらなる調整を行わない。
- (ii) 税務当局が追徴・延滞罰金に関して 2012 年 5 月 23 日以前に決定している、或いは 2012 年 5 月 23 日以降に決定されている場合、そして企業が追徴・延滞罰金を国家予算に納付しない場合、企業は税務当局が発見した追徴税額に対しても納税が延長される。支払延長期間以内 (例: 2012 年以前の納税額は 2012 年 9 月 30 日まで。税務機関が 2013 年 1 月 1 日以前に発現された 2011 年の納税額は 2012 年 4 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日まで) であれば延長に伴い延滞罰金をさらに納付する必要がない。

法人所得税法の修正、補足の草案

財務省は法人所得税法 No. 14/2008/QH12 の一部条項を修正、補足する草案を発表しています。この草案は以下の新たな規則が盛り込まれています。

法人所得税を計算する際の控除可能な費用と控除不可能な費用

- ▶ 控除可能な広告・プロモーション費の上限は 10% から 15% に増加となりました。
- ▶ 支払割引は制限されず、全額で控除されます。
- ▶ 自己資本金の 4 倍以上または、金融機関の場合が 10 倍以上の負債から発生する支払利息は控除の対象となりません。(2016 年 1 月 1 日より)
- ▶ 任意退職基金への引当金は控除されます (法廷上限度額まで)

税率について

- ▶ 税率は 25% から 23% に引き下げられます。

優遇税制について

- ▶ 優遇対象の産業・地域に属する企業で、生産拡大目的の投資から発生する所得は税制上の優遇措置を享受できます。

法人税法の改定法は 2014 年 1 月 1 日より有効となります。

要約

- ▶ インボイス紛失で支払った罰金は還付或いはその他の税金と相殺できない。
- ▶ 企業が建設した公共用社会福祉施設の税額控除VATは生産・販売活動にはないので、控除の対象とならない。
- ▶ VAT還付の申請書類は企業の法的代表者、或いは合法的に委任された人によって署名されない場合、無効となる。
- ▶ 本社の位置する以外の省においてVATの申告、支払はコンサルタンティング、調査、設計、企画、プロジェクトの策定、会計監査、資産の評価などのサービスの提供に適用されない。
- ▶ 製品輸出に使用する VAT インボイスは税額控除 VAT を申告し、控除してはいけない。

付加価値税 (VAT)

インボイス紛失の場合の罰金

税務総局は 2012 年 10 月 5 日付け 0L3508/TCT-CS により、インボイスの紛失で、企業が罰金を支払い、後日に該当インボイスが見つかったとしても、支払済み罰金の還付、又はその他の税金との相殺はできないと公布しました。

公共用社会福祉工事の仕入れ税額の VAT

2012 年 10 月 24 日付け 0L3709/TCT-DNL により、企業は自己資金で公共用社会福祉施設を建設して、地方自治体が管理のため、該当施設を移転した場合、施設が生産・販売の目的に利用すると認められないので、工事の際に発生した仕入れ税額の VAT は控除されません。

VAT 還付の申請書類

税務総局は 2012 年 10 月 25 日付け 0L3731/TCT-KK により、VAT 還付に必要な申請書類は企業の取締役会が任命した法的代表者、或いは合法的に委任された人によって署名されない場合、無効であると公布しました。

本社が位置する省外に VAT 納付

税務総局は 2012 年 10 月 26 日付け 0L3746/TCT-KK により、本社が位置する以外の省に VAT を申告、支払うのは省外において建築業、設置業、物品の販売業のみに適用されると公布しました。コンサルタンティング、調査、設計、企画、プロジェクトの策定、会計監査、資産の評価などのサービスの提供に適用されません。

輸出インボイス

税務総局は 2012 年 11 月 7 日付け 0L3909/TCT-KK により、企業は製品輸出に VAT インボイスを発行する場合、VAT インボイスに記載する輸出製品に相当する VAT を申告し、控除はできないと公布しました。

要約

- ▶ 技術移転又は知的財産の移転に関するロイヤルティーと見なされる場合、ソフト価値とソフト使用権は10%の外国契約者税が課税される。
- ▶ 2012年3月1日までに発生したローン支払利息は支払いが2012年3月1日以降に支払われても、10%の外国契約者税が課税される。
- ▶ 外国へ再保険の契約に基づき、2012年2月29日までに発生した支払額は2%の外国契約者税を課税されるが、2012年3月1日より発生する場合、2%の外国契約者税が課税される。
- ▶ 外国契約者はベトナムに発生した所得があっても、投資法、商務法に基づきベトナムに所在が無い場合、営業許可税の課税対象外となる。
- ▶ 契約履行して最中に、外国コントラクターとベトナム側はサービスの対価に関して契約の内容と外国契約者税申告書の調整は可能であるが、それは税務調査決定の発表以前に行われる必要がある。

外国契約者税

ソフトウェアに対する外国契約者税

税務総局は2012年10月26日付 0L3748/TCT-CSにより、外国企業からソフトウェア価値及びソフトウェアの使用権付き設備を購入した場合、ソフト価値及びソフトの使用権が技術移転又は知的財産の移転に関するロイヤルティーと見なされるので、該当の価値（設備とロイヤリティー部分）が分別されるなら、外国契約者税の対象になって、10%（法人税）で課税されると公布しました。

ローン利息に対する外国契約者税

税務総局は2012年11月8日付 0L3929/TCT-CSにより公布しました。

- ▶ ローン契約に基づき、2012年3月1日までに発生したローン利息は2012年3月1日以降に支払われても、10%の外国契約者税を課税されてます。
- ▶ 2012年3月1日より発生したローン利息は5%の外国契約者税を課税されます。

従って、税務リスクを避けるため、企業はローン利息の税金納付が上記の規則に準拠しているかを検証する必要があります。

再保険に対する外国契約者税

税務総局は2012年11月12日付 0L3998/TCT-CSにより、外国へ再保険の契約は2012年3月1日以前に締結されても、2012年3月1日の前後で支払いが発生する場合、外国契約者税が以下通り課税されてます。

- ▶ 2012年2月29日までに発生した支払額が実際に2012年3月1日以降に支払われても、見なしで2%の外国契約者税を課税されます。
- ▶ 2012年3月1日より発生される支払は見なしで0.1%の外国契約者税を課税されます。

営業許可税

税務総局は2012年10月17日付 0L3639/TCT-KKにより、外国からのコントラクターはベトナムに発生した所得があっても、投資法（直接投資）、商務法（駐在事務所や支店など）に基づきベトナムに所在が無い見なされるので、営業許可税の課税対象外であると公布しました。

請負契約の調整

税務総局は2012年11月14日付 0L4047/TCT-CSにより、契約の履行中に、外国のコントラクターとベトナム側はサービスの対価の調整及び外国契約者税の申告書の調整修正が可能である

と公布しました。但し、この調整修正は税務調査の結果の発表以前に行う必要があります。

要約

- ▶ 2012年11月20日に国会は税務管理法の改正内容を採用しました。従って、現行の月次申告の代わりに四半期申告ができるようになり、また、E-申告、事前確認制度の適用及び罰金の増加などの重要な改正点が公布された。改正された税務管理法は2013年7月1日より有効となる。

税務管理

税務管理法の改正

2012年11月20日に、国会は税務管理法 No. 78/2006/QH11 の一部条項を改正する税務管理法 No. 21/2012/QH13 を採択しました。特筆すべき重要な点を以下の通りです。

税務上の行政的手続き簡素化

- ▶ 現行規則では、月次申告となっている税金申告が四半期での申告でも可能になります。今後政府及び財務省は四半期申告が適用になる税金の種類を発表します。
- ▶ IT システムが整備されている地方における納税者は E-申告が可能になります。

国際的慣例に適合するように税務改革

- ▶ より一層系統的な税務管理システムの導入が発表されました。税務当局は今後、納税者の情報収集やデータベースの構築を図り、税務管理チェックリストの作成、遵守評価及び管理方法の開発が図られます。
- ▶ 移転価格制度では、ユニ、二カ国間、多国間での事前確認制度が税務当局と納税者間の適用されます。

税務管理の効力、効果の向上

- ▶ 税法の違反で支払う罰金率の増加：90 日以上の支払延滞分に対して日当たりの金利は 0.05%から 0.07%に増加すると共に、納税額不足又は還付税額の増加に関連する申告行為は 10%から 20%に増加となります。
- ▶ 一回に全額で納税できない場合、約束書及び銀行の保証書があれば、税金の分割納税が認められます。

上記の税務管理法は2013年7月1日より有効となります。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー
huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター
thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham ディレクター
trang.pham@vn.ey.com

The Gia Tran ディレクター
the.gia.tran@vn.ey.com

佐藤 行洋 日系企業担当マネージャー
Yukihiro.Sato@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー
christopher.butler@vn.ey.com

Tran Thi Tuyet Nhung パートナー
nhung.tran@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー
nitin.jain@vn.ey.com

Sarah Jubb エグゼクティブ・ディレクター
sarah.jubb@vn.ey.com

Thinh Xuan Than ディレクター
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Anh Huynh ディレクター
thy.anh.huynh@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドシナ統括ディレクター
Takahisa.onose@vn.ey.com

December 2012

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000289

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的なガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。